

第9回 日本水中スポーツ学会開催のお知らせ

本会は水中スポーツであるフィンスイミング、水中ホッケーなど器具等を使用して水中で行われるスポーツを対象に、初心者、幼児および学童等の指導法、アスリートの育成指導法、トレーニング方法、また 使用器具の改良・開発等の技術的な問題、経験事例、障害事例、国際大会報告、話題提供などを通して、水中で行うスポーツの情報交換をおこない、知識を共有し、日本に水中スポーツを普及する学会です。

多数の講演および聴講をお待ちしております。 本会に入会希望者はメールで申し込み下さい。

—記—

* 日時 : 平成30年3月24日(土曜日) 受付 12:30 開始 13:00

* 会場 : 日本体育大学 横浜 健志台校舎 百年記念館1301教室
講演プログラムは3月上旬日本水中スポーツ連盟 ホームページ掲載

* 講演申込み締め切り : 平成30年2月15日(木)

講演申し込み者は 講演題目、発表者、連名者、英文タイトル

氏名、連絡先、所属クラブ又は大学名、勤務先、連絡先電話、メールアドレス、を明記し、講演申し込み先にメールで申し込み下さい。

申し込みメール受信後 執筆要綱をお送りいたします。

* 講演申込み先 : 田村 宏 htamura1206@gmail.com

htamura@h01.itscom.net

電話 045-962-4778

* 原稿締め切り : 平成30年3月15日(金) 期日厳守

執筆様式 : 執筆要綱を参照

* 聴講参加費用 : 一般 1000円、学生 500円

* 懇親会 : 実費 懇親会出席希望者はメールで申し込み下さい。

日本水中スポーツ学会事務局

日本水中スポーツ学会規定

第1条 本会は日本水中スポーツ連盟定款第42条にもとづき、技術検討委員会内に日本水中スポーツ学会を設置する

第2条 本会は水を利用する、スポーツの普及と関連分野の学術および技術の向上と発展に寄与することを目的とする

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う

1. 水中で行われるスポーツにたいする知識の普及と活動
2. 水中で行われるスポーツの科学的、技術的な基礎研究
3. 水中で行われるスポーツの研究会、講演会、シンポジウム、報告、見学会の開催および研究報告書の発行

第4条 本会の目的に賛同する者は、技術検討委員会の承認により本会会員になることができる。

第5条 本会には次の機関を置く。

1. 幹事会 : 第3条の目的を達成するための諸行事の立案および運営
2. 事務局 : 幹事会に設置

第6条 幹事会委員は、本会会員に技術検討委員会が委嘱する
幹事会委員の任期は3年とする 重任は妨げない
幹事会委員長は幹事会の委員から互選する

第7条 本会の活動に関する費用は、寄付、および会の活動によりそのつど徴収する。

第8条 本会会則改定は幹事会で行う

付則 : この会則は2009年12月13日から施行する

2010年12月19日 : 名称変更および会則一部改定

2012年 3月24日 : 役員任期制定